

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

平成28年12月16日

平成27年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 島根原子力発電所に係る安全協定について (危機管理局)
- 2 県庁におけるワークライフバランスの推進について (総務部)
- 3 地域交通の総合的なあり方について (地域振興部)
- 4 強度行動障がい者等の支援について (福祉保健部)
- 5 療育体制の強化について (福祉保健部)
- 6 中海の水質浄化対策について (生活環境部)
- 7 動物愛護の推進について (生活環境部)
- 8 観光・サービス業分野における人材育成について (商工労働部
・観光交流局)
- 9 農業大学校について (農林水産部
・教育委員会)
- 10 工業用水道事業について (企業局)
- 11 災害時の備蓄体制について (病院局)

決算審査特別委員会 口頭指摘

(平成28年12月16日)

決算審査特別委員会において平成27年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

第1点目は、島根原子力発電所に係る安全協定について あります。

原子力防災対策については、関係自治体との連絡会議等の開催、防災訓練の実施など取り組んでいるところですが、根幹となる安全協定については、運用面において立地自治体と同様に対応することで中国電力から文書回答を得ており、同等の対応がされているものの、未だ立地自治体と同内容とする文言の修正は実現できていません。

原子力災害対策特別措置法の改正により、本県は基本的に立地県と同等な法的地位・権限を有しています。

県内周辺住民のさらなる安全・安心の確保のためにも、中国電力との安全協定の改定協議を継続し、県の姿勢を示していくとともに、国に対しても中国電力への指導を求めていくべきであります。

第2点目は、県庁におけるワークライフバランスの推進について あります。

県庁職員の時間外勤務時間は、平成22・23年度に実施した5.5プロジェクトで削減された後、ほぼその水準を保っていますが、退庁時刻と勤務終了時刻との間に1時間以上の乖離が月5回を超える職員の数が平成25年度の2,662人から平成27年度の4,303人へと増え続けています。

また、所属別の人一人当たりの時間外勤務の時間数をみると、元気づくり総本部や観光交流局など特定の部署が多い傾向が続いている。

これまでも、限られた職員定数の中で、事務の見直しをしながら、職員の意欲・積極性を引き出すため、育児・介護等の支援制度の充実や年次有給休暇の取得促進、一斉退庁日の設定、時差出勤の拡充など、ワークライフバランスの

推進に努めていますが、時間外縮減についても、ワークライフバランスの観点から、引き続き取り組む必要があります。

よって、業務の廃止や効率化、適正な定数管理に取り組むとともに、在宅勤務や時差出勤などにより働きやすい職場環境の構築を図り、ワークライフバランスの推進に努めるべきであります。

第3点目は、地域交通の総合的なあり方について であります。

県西部地域に係る公共交通網形成計画が策定されたところですが、利用促進を図るためにには、まんが王国のラッピングを施したバス・タクシーの普及など、県の観光資源を活かした魅力的な公共交通整備の視点も必要であります。

また、パークアンドライドやノーマイカーデーの推進など行政が積極的に取り組み、利用をアピールする取組も組み込まれるべきであります。

民間事業者は路線維持にあたっては採算性が前提となります。行政が補助金で赤字を補填し路線を維持しなければならないのであれば、政策として必要な路線を維持するという観点も含めて、今後の公共交通のあり方・位置づけも改めて整理すべきであります。

第4点目は、強度行動障がい者等の支援について であります。

鹿野かちみ園では、現在、精神障がいのある方や行動障がいのある方などで、職員が支援に困難さを感じる利用者が少なからずいることから、それに見合った特別な体制強化を行うことが必要です。

また、「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」により、本県では独自に、新規入居等に限定して強度行動障がい者を受け入れる障がい者支援施設等の1対1相当の人員配置に必要な人件費が補助されていますが、「3年間限定」、「新規入居限定」、「問題行動を頻度により点数化し、20点以上を重度の強度行動障がい者とする」等の要件があります。

支援体制を強化するため、補助期間を延長するとともに、市町村とも協議し、新規以外の入居者を補助対象とすることや、対象要件を緩和すること等により、利用しやすい制度とすることを検討すべきであります。

第5点目は、療育体制の強化について であります。

総合療育センターでは、毎年多くの看護師・保育士が産休・育休等を取得す

るなか、代替職員が確保できず、人員不足となっています。

このような状況を招かぬよう、育休・産休等を見込んだ職員配置を行うべきであります。

また、中部療育園は、外来診療が倍増していることから、常勤医師を配置するとともに、理学療法士、言語療法士、作業療法士などの訓練支援にあたるスタッフを増員すべきであります。

なお、施設の移転が検討されていますが、速やかに現施設の浸水防止工事を行うとともに、移転場所の選定に当たっては、関係者の意見をよく聞きながら、療育がしやすい場所を検討すべきであります。

第6点目は、中海の水質浄化対策について あります。

国は、平成26年1月、3省合同通知により、汚水処理施設整備を今後10年程度で概成するよう指導しています。

中海の水質浄化のため、公共下水道の早期整備と接続率の向上が必要であることは言うまでもありませんが、公共下水道の整備には相当の期間を要することから、米子市・境港市とよく協議の上、平行して合併処理浄化槽の整備を進める等、汚水処理施設の整備手法を見直すべきであります。

第7点目は、動物愛護の推進について あります。

近年、犬・猫の収容頭数及び処分頭数は減少していますが、引き続き、殺処分ゼロに向けて県民への普及・啓発を含め、より一層の取組強化を図るとともに、動物愛護ボランティアの育成の支援や県との連携を図っていくことが重要です。

そのためにも各総合事務所及び保健所等をボランティアの拠点として積極的に活用するとともに、ボランティアの活動を支援する制度の充実を検討すべきであります。

第8点目は、観光・サービス業分野における人材育成について あります。

訪日外国人旅行者が増加する中、国は2020年の訪日観光客の目標数を4,000万人に増やし、それを受け、外国人を含む観光誘客に向けた観光関連の人材育成・増員を図る企業が増加しています。

「平成24年度就業構造基本調査」によれば、観光業を含むサービス業は、

県内の産業別就業者数でその構成比が最も高くなっています。こうした分野について、県主催の事業として、県内観光業の経営者等を対象としたセミナー開催や地域限定特例通訳案内士の養成などが行われているほか、山陰インバウンド機構や地域DMO（デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション）でもインバウンド人材育成への取組が始まっているところですが、製造業の人材育成事業と比較すると、その裾野は必ずしも広くありません。

については、今後ますます多様な人材が求められる観光業・サービス業分野における人材育成に一層取り組むべきであります。

第9点目は、農業大学校について あります。

農業大学校においては、学生の就農意欲、学力等個人差があり、学生個々の状況に応じた学生指導が必要です。また、2年間という限られた時間の中で、社会人としての基本的な資質を身につけるよう指導する必要があります。

ところが、農業大学校職員は元々教育の専門家ではないため、指導能力の更なる向上が望まれます。

また、農業高校から農業大学校に進学した学生に対しては、農業高校で学んだ農業の基礎を農業大学校でさらに発展的かつ実践的に学べるよう、連続性のある教育実践が求められています。

農業の現場を知る農業大学校と農業高校が連携することにより、本県農業の現状に対する生徒の理解を深め、就農等の進路イメージを明確にさせることも可能になります。

については、農業大学校職員の学生指導のスキルアップならびに農業高校と農業大学校をつなぐ連続性のある教育実践ができるよう、農業大学校と農業高校の間で、可能な範囲での人事交流や情報共有など連携のあり方を検討すべきであります。

第10点目は、工業用水道事業について あります。

工業用水道事業について、平成27年度決算では、純損失179,820千円と赤字決算であり、依然として厳しい経営状況が続いている、特に鳥取地区工業用水は大幅な赤字となっています。

工業用水道事業は、地域経済を支え、雇用を守る社会インフラとしての機能を有し、県民の貴重な財産であることから、廃止できるものではなく、守り育

て、将来にわたり安定供給されるべきであります。

このため、工業用水道事業の厳しい経営環境に鑑みれば、引き続き一般会計からの財政支援が行われるべきであります。

また、引き続き新規需要開拓による利用拡大を図ることが必要です。

このため、既存企業が上水道から工業用水に切り替えるための浄化設備の導入整備経費への財政支援や、新たな進出企業が工業用水を利用する場合には企業立地補助金とは別に企業局独自の財政支援を検討すべきであります。

さらに、日野川工業用水道施設について、今後耐震化や施設更新を行わなければならぬものの、厳しい経営状況の中では、必要な事業費をどのように確保するかが課題となっています。

国の補助制度はあまりにも脆弱であり、国に対し、重要な社会的インフラである工業用水の耐震化・施設改修等整備に対する支援について強く要望すべきであります。

第11点目は、災害時の備蓄体制について であります。

災害時の備蓄体制については、中央病院及び厚生病院とも、災害用備蓄倉庫を設置し、携帯用人工蘇生機、屋外トイレユニット、非常用食品等を収納しています。厚生病院では新中央・外来診療棟内に設置していますが、中央病院では屋外の別棟に設置しています（平成30年10月開院予定の新病院では外来棟内へ移転。）。

現地調査において、中央病院の災害用備蓄倉庫では、収納物が十分に整理されていませんでした。緊急時の搬出を考えて、日ごろから整理・整頓することが必要です。また、最大の浸水時には床上4センチメートルまで浸水する見込みですが、新病院が完成するまでの間も災害が発生する可能性は存在します。より一層、防災や衛生面に配慮した管理が必要です。

なお、備蓄内容については、両病院において、鳥取県中部地震での実態等を踏まえて、十分なものであるかどうか、改めて検討すべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。

